

情報・システム研究機構国立極地研究所運営会議共同利用審議委員会
EISCAT レーダー運営分科会規程

（ 令和 6 年 3 月 2 6 日
所 長 裁 定 ）

（設置）

第 1 条 情報・システム研究機構国立極地研究所運営会議共同利用審議委員会規程第 7 条に基づき、欧州非干渉散乱（以下「EISCAT」という。）レーダーに関する学術研究及び観測を推進するため、EISCAT レーダー運営分科会（以下「分科会」という。）を置く。

（任務）

第 2 条 分科会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 EISCAT レーダー科学協会への対応に関する事項
- 二 EISCAT レーダー設備の維持・管理に関する事項
- 三 EISCAT レーダーの研究計画及び観測・研究の推進に関する事項

（組織）

第 3 条 分科会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 所長が指名する副所長
- 二 先端的レーダー研究推進センター長
- 三 北極観測センター長
- 四 管理部財務課長
- 五 学識経験のある者のうちから、所長が委嘱する者
- 六 その他所長が指名する者

（任期）

第 4 条 前条第四号及び第五号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（分科会長等）

第 5 条 分科会に分科会長、副分科会長及び幹事を置く。

- 2 分科会長は、委員のうちから所長が指名する。
- 3 副分科会長は、委員の互選とする。
- 4 幹事は、委員のうちから分科会長が指名する。
- 5 分科会長は、分科会の会務を総理する。
- 6 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事は、分科会長の命を受け、議事を整理する。

(特別実験審査部会)

第6条 分科会に、EISCAT レーダー観測共同利用申請の審査を行うため、特別実験審査部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、第3条の委員のうちから分科会長が指名する者で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、分科会長が指名する。
- 4 部会には、委員以外の者を、その委員として加えることができる。

(議事)

第7条 分科会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 分科会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。
- 3 分科会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 前項の出席者は、議決に加わらないものとする。
- 5 前4項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、管理部総務企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営等に関し必要な事項は、分科会が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 情報・システム研究機構国立極地研究所 EISCAT レーダー運営委員会規則(平成16年5月12日情報・システム研究機構国立極地研究所規則第17号)(以下「委員会規則」という。)第3条により、令和6年4月1日以降の委員として委嘱又は指名された者は、この規程の施行によって委嘱又は指名された者とみなす。
- 3 委員会規則は廃止する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。